

令和7年度加古川市結婚新生活支援補助金に関する Q&A

【目次】

1.申請について

| | |
|------|---|
| Q1-1 | 申請はいつからできますか。 |
| Q1-2 | 郵送で申請できますか |
| Q1-3 | 申請は先着順で、予算額に達した時点で申請受付を終了すると聞きましたが、事前相談すれば、確実に補助金を受け取ることができますか。 |
| Q1-4 | 加古川市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。 |
| Q1-5 | 夫婦の双方が日本人ですが、外国方式の婚姻をしている場合は、対象となりますか。 |
| Q1-6 | 夫婦の一方が外国人の場合、対象となりますか。 |
| Q1-7 | 夫婦の双方が外国人の場合、対象となりますか。 |
| Q1-8 | 再婚の場合は対象になりますか。 |
| Q1-9 | 夫婦の一方は加古川市に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に登録されている場合は対象になりますか。 |

2.所得

| | |
|------|-----------------------------------|
| Q2-1 | 所得の確認方法を教えてください。 |
| Q2-2 | いつの所得で判定するのですか。 |
| Q2-3 | 夫婦の所得は、どのように計算すればよいですか。 |
| Q2-4 | 令和6年中の所得を確認する提出書類は、源泉徴収票でも構いませんか。 |
| Q2-5 | 貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。 |
| Q2-6 | 貸与型奨学金の返済額及び期間はどのように確認するのですか。 |

3.対象経費

| | |
|-------|---|
| Q3-1 | いつ支払った費用が補助の対象になりますか。 |
| Q3-2 | 住居費について対象となる費用は何ですか。 |
| Q3-3 | 口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか |
| Q3-4 | 【購・リ】住宅を購入した際に、国の補助金をつかいました。対象となりますか。 |
| Q3-5 | 【購・リ・賃・引】婚姻日より前に住宅を取得・リフォーム・賃貸、引越しましたが対象になりますか。 |
| Q3-6 | 【購・リ】住宅取得費用及びリフォーム費用について、ローン払いは対象となりますか。 |
| Q3-7 | 【リ】住宅のリフォームについて、対象となる費用はどのようなものですか。 |
| Q3-8 | 【リ】リフォームを行う住宅の所有者は、夫婦である必要がありますか。 |
| Q3-9 | 【リ・賃】賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。 |
| Q3-10 | 【賃】住宅賃借費用について、婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は対象になりますか。 |
| Q3-11 | 【賃】勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外になりますか。 |
| Q3-12 | 【賃】他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象になりますか。 |
| Q3-13 | 【賃】婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は補助の対象になりますか。 |
| Q3-14 | 【引】引越費用について、対象となる費用はどのようなものですか。 |

【購】住宅取得 【リ】リフォーム 【賃】賃貸 【引】引越

令和7年度加古川市結婚新生活支援補助金に関する Q&A

【1.申請について】

(Q1-1)申請はいつからできますか。

令和7年6月1日から申請の受付を開始します。※令和8年3月31日までに対象費用の支払いが完了する見込みのない方は、お早目に相談ください。

(Q1-2)郵送で申請できますか。

申請できます。ただし、郵送の場合は、書類不備が多いため、送付前に必ずこども政策課(079-427-9397)まで、連絡してください。

(Q1-3)申請は先着順で、予算額に達した時点で申請受付を終了すると聞きましたが、事前相談すれば、確実に補助金を受け取ることができますか。

こども政策課(079-427-9397)にて事前相談を承っておりますが、相談いただいた方の予算枠を確保するものではありません。必要書類がすべて揃った時点ですみやかに申請されることをおすすめします。

(Q1-4)加古川市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。

対象になります。ただし、申請時において、夫婦ともに加古川市に住民登録されている必要があります。また、夫婦の双方又は一方の住民票に記載されている住所が申請に係る住宅(婚姻を機に新たに生活を送るための住宅)の住所でないといけません。

(Q1-5)夫婦の双方が日本人ですが、外国方式の婚姻をしている場合は、対象となりますか。

戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。

○[参考]法務省「国際結婚、海外での出生等に関する戸籍Q&A」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji15.html>

○[参考]外務省「戸籍・国籍関係届の届出について」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/index.html>

(Q1-6)夫婦の一方が外国人の場合、対象となりますか。

日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。

外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。

(Q1-7)夫婦の双方が外国人の場合、対象となりますか。

日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。

(Q1-8)再婚の場合は対象になりますか。

対象になります。ただし、夫婦の双方又は一方が当該補助金(当該制度と同様の趣旨による他の地方公共団体の事業にもとづく補助金を含む)を受けたことがある場合は対象外です。

(Q1-9)夫婦の一方は加古川市に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に登録されている場合は対象になりますか。

対象になりません。申請時において、夫婦ともに加古川市に住民登録されている必要があります。
また、夫婦の双方又は一方の住民票に記載されている住所が申請に係る住宅(婚姻を機に新たに生活を送るための住宅)の住所でないといけません。

【2.所得】

(Q2-1)所得の確認方法を教えてください。

所得は、収入から必要経費を引いた金額のことをさします。
サラリーマンの方は会社から配布される源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得になります。
自営業の方は1年間の収入(売上金額)から必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。
審査は、自治体が発行する所得証明書を基準にします。※複数の所得がある場合は、この限りではありません。

(Q2-2)いつの所得で判定するのですか。

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの、夫婦それぞれの合計所得金額で判定します。

(Q2-3)夫婦の所得は、どのように計算すればよいですか。

所得証明書をもとに、令和6(2024)年中の夫婦の所得を合算します。合計所得金額が500万円未満であれば申請が可能です。
ただし、以下の場合は、それぞれの計算方法により算出した金額となります。
○貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した夫婦の合計所得金額から令和6年中の貸与型奨学金の返済額を控除した金額になります。

(Q2-4)令和6年中の所得を確認する提出書類は、源泉徴収票でも構いませんか。

所得証明書が必要です。
※源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与や手当以外に収入があった場合、それを把握することができないため、必ず、令和7年1月1日時点で住民登録があった自治体が発行する所得証明書が必要となります。

(Q2-5)貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。

令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に返済した金額は控除できます。
※ただし、奨学金返還額証明書(提出が困難な場合は、領収書や通帳)の写しの添付が必要です。
※貸与型奨学金には、技能者育成資金融資制度も含まれます。

(Q2-6)貸与型奨学金の返済額及び期間はどのように確認するのですか。

返済額の期間は、令和6(2024)年1月1日から12月31日までです。返済額は、奨学金返還証明書により確認しますが、奨学金の証明書の発行が難しい場合は、返済に対する領収書や通帳の写しにより確認します。

【3.対象経費】

(Q3-1)いつ支払った費用が補助の対象になりますか。

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支払った費用が対象となります。

(Q3-2)住居費について対象となる費用は何ですか。

婚姻に伴う住宅購入費用は、建物の取得費用のみが対象です。

住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象です。

| 区分 | 項目 | 補助の対象 |
|------------------------|-------------|---|
| 住宅取得費用に付随して発生することが多い経費 | 土地購入代 | 対象外 |
| | 住宅ローン手数料・利息 | |
| 住宅賃貸費用に付随して発生することが多い経費 | 駐車場代 | 対象外 |
| | 物件の清掃代、鍵交換代 | |
| | 更新手数料 | |
| | 光熱水費 | |
| | 設備購入代 | |
| | 火災保険料、家財保険料 | |
| | 契約一時金、保証金 | 地域の商慣習にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。 |

(Q3-3)口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。

振込が確認できる通帳の写し等を提出してください。支払った方(口座名義人)や支払日、支払先、内訳、支払金額が確認できる書類が必要です。スマホのアプリ上でしか確認できない場合は、該当箇所のスクリーンショットでも構いません。

(Q3-4)【購・リ】住宅を取得した際に、国の補助金をつかいました。対象となりますか。

以下の補助金を使用した場合は、併用不可のため、対象となりません。(誓約書の裏面参照)

ただし、住宅リフォームについては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は、併用可です。

なお、下記以外の国の他の補助制度との併用については、個別に相談してください。

- ・こどもみらい住宅支援事業
- ・地域型住宅グリーン事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省 CO2 化促進事業
- ・こどもエコすまい支援事業
- ・子育てエコホーム支援事業
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・次世代省エネ建材支援事業
- ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・住宅エコリフォーム推進事業
- ・住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業
- ・子育てグリーン住宅支援事業

(Q3-5)【購・リ・賃・引】婚姻日より前に住宅を取得・リフォーム・賃貸、引越しましたが、対象になりますか。

- 住宅取得費用:婚姻を機として取得した住宅で、その取得日(鍵が引き渡された日)が婚姻日から起算して1年以内であれば対象になります。
- リフォーム費用:婚姻を機としてリフォームした住宅で、そのリフォーム日(リフォーム工事が完了した日)が婚姻日から起算して1年以内であれば対象になります。
- 住宅賃借費用:婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日(賃借契約期間の初日)が婚姻日から起算して1年以内であれば対象になります。
- 引越費用:婚姻を機とした引越しであって、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であれば対象になります。

(Q3-6)【購・リ】住宅取得費用及びリフォーム費用について、ローン払いは対象となりますか。

対象となります。ただし、ローン契約に基づくものに限りです。
(ローン返済金のうち、土地代及び利息は対象外です。)
なお、融資金からハウスメーカー等に支払った場合の費用は、申請者の借入金にあたるため、申請者が支払った費用に該当せず、対象外になります。

(Q3-7)【リ】住宅のリフォームについて、対象となる費用はどのようなものですか。

婚姻を伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。
※ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外です。

(Q3-8)【リ】リフォームを行う住宅の所有者は、夫婦である必要がありますか。

夫婦が所有者である必要はありません。
※ただし、夫婦の双方又はいずれか一方の住民票が当該住宅の住所になっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていない限りなりません。
なお、リフォームを行う住宅が事務所兼自宅等の場合は、リフォームを行う部分が住居部分であること、費用が事務所経費で支払われていないこと。

(Q3-9)【リ・賃】賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。

対象となります。
ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用は対象外です。

(Q3-10)【賃】住宅賃借費用について、婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は対象になりますか。

賃借日(賃借契約期間の初日)が婚姻日から起算して1年以内であれば対象となります。
対象費用となるのは以下のとおりです。
■夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件の場合
⇒婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用が対象になります。
■婚姻前から夫婦が同居している物件の場合
⇒原則、婚姻後に生じた費用が対象となります。ただし、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる

場合は、同居開始後に生じた費用が対象となります。
※いずれの場合も令和7年4月1日以降に支払われたものに限りです。

(Q3-11)【賃】勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外になりますか。

住宅賃借費の場合対象外になります。
勤務先が発行する住宅手当支給証明書(様式第 3 号)により、手当支給額を確認させていただき、当該金額を控除した金額を対象費用とします。

(Q3-12)【賃】他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象になりますか。

対象になりません。

(Q3-13)【賃】婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は補助の対象になりますか。

対象となります。
※ただし、令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払った費用になります。

(Q3-14)【引】引越費用について、対象となる費用はどのようなものですか。

引越業者や運送業者(※)を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象になります。そのため、引越業者や運送業者発行の領収書等により、引越費用であることが確認できない費目は対象外になります。

不用品の処分費用や、自身で荷物を運んだ場合のレンタカー費用、エアコンの移設、設置費用等は対象になりません。

※引越業者や運送業者は、運送業の許可を受けた事業者に限ります。